地域活動支援センター機能強化事業Ⅱ型基準表

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　分 | 内　　　　　　　　　　容 |
| 人員に関する基準 | 1. 施設長を１人配置すること。施設長は地域活動支援センター機能強化事業Ⅱ型提供事業所の管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センター機能強化事業Ⅱ型提供事業所の他の職務に従事する、又は他の施設等の職務の従事することができるものとする。 2. 職員配置は施設長を含めて３人以上とし、そのうち専任者を１人以上、常勤者を１人以上とすること。 3. 支援にあたる従業者のうち、事業実施当日の従業者の内１人以上は２年以上（平均して週３回以上で２年以上）障害者福祉に関する事業に直接的に従事した者とする。 |
| 設備に関する基準 | 1. サービスの提供に支障がない広さを有し、利用者の特性に応じた、相談室、訓練室、作業室、休養スペース、トイレ、手洗い等を備えること。その他必要な設備、備品を備えること。 2. １日当たり１５名以上の実利用者に対応できる規模を有すること。 3. 消火設備等の非常災害に際して必要な設備を設けること。 |
| 運営に関する基準 | 1. 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年愛知県条例第７２号）第１８条から第２０条並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７５号）第２条から第６条及び第１０条から第１９条の基準を満たすこと。 |